幼稚園教育要領の改訂と教員養成校の課題 －５領域から考える

Revising the Course of Study for Kindergarten and Reforming Teacher Education : A Focus on the Contents of the Five Areas

児童学科　花輪 充・佐藤 隆弘・梁川 悦美・柿沼 芳枝・渡部 晃正・細田 淳子
HANAWA, Mitsuru　SATO, Takahiro　YANAGAWA, Etsumi　KAKINUMA, Yoshie
WATANABE, Terumasa　HOSODA, Junko
Department of Juvenile Education, Tokyo Kasei University

キーワード：幼稚園教育要領の改訂、５領域、教員養成校、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿
Keywords：Revising the Course of Study for Kindergarten, Five Areas, Teacher-training Universities, Ten Ideal Personalities by the age of ５

１　研究の目的

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、教育場面における問題も複雑化している。このような現状に対応するために文部科学大臣の諮問を受けた中央教育審議会は、2016（平成28）年12月に新しい学習指導要領等の在り方に関する答申を示した。これを踏まえ文部科学省は、2017（平成29）年３月に新しい幼稚園教育要領（以下、新教育要領と称する）と小・中学校の学習指導要領を告示した。

学習指導要領等の改訂は、教育現場だけでなく、教職課程を擁する大学（以下、養成校と称する）のカリキュラムや教育内容・方法にも大きく影響する。そこで本研究では、幼稚園教育要領の改訂のポイントを５つの領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）ごとに整理するとともに、幼児期の教育の現状を踏まえ、幼稚園教員を養成する大学としてどのような授業を展開していかなければならないのかについて考察する。

２　幼稚園教育要領改訂のポイント　―“３つの基本方針”に基づく改訂

（１）改訂の基本方針

中央教育審議会の答申では、子どもたちが学校で何をどのように学び、学びによって何を身につけ、何ができるようになるのかを指導要領の中に明確に示すことが求められた。これを踏まえて新たな指導要領では、子どもに求められる「資質・能力の明確化」、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、「カリキュラム・マネジメントの推進」、「言語能力の確実な育成」と伝統・文化教育、体験活動の充実化を基本方針とした改訂が行われた。そして幼稚園教育要領については、①「幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化」、②「小学校教育との円滑な接続」、③「現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し」の３つを基本方針として改訂が行われた。

（２）育みたい資質・能力と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

上述の基本方針①に基づき、新教育要領では、幼児に求められる「育みたい資質・能力」として、（１）「豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする『知識及び技能の基礎』」、（２）「気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫した

り、表現したりする『思考力・判断力・表現力等の基礎』」、そして（３）「心情、意欲、態度が育つ中でよりよい生活を営もうとする『学びに向かう力、人間性等』」の３つが示された。また、上述の②の通り、子どもの学びや育ちの連続性を確保するために「小学校教育との円滑な接続」が基本方針とされた。この実現のために、新教育要領では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（以下、「10の姿」と称する）」が明示され、これを小学校の教師と共有することで幼小の円滑な接続を図ることが求められた。この「10の姿」とは、（１）「健康な心と体」、（２）「自立心」、（３）「協同性」、（４）「道徳性・規範意識の芽生え」、（５）「社会生活との関わり」、（６）「思考力の芽生え」、（７）「自然との関わり・生命尊重」、（８）「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、（９）「言葉による伝え合い」、（10）「豊かな感性と表現」の10項目である。

以上の３つの「資質・能力」と「10の姿」は、新教育要領の総則第２に「教師が指導を行う際に考慮するもの」として示された。また、第２章「ねらい及び内容」では、これらの資質・能力と「10の姿」が５領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）全ての教育目標と関連づけられている。教師の指導により幼児がこれらの力を身につけ、それを基に小学校教育へと円滑に接続していくことが意図されている。

（３）環境との関わりを通した指導

新教育要領では、改訂の基本方針の理念を明示し、これが社会に共有されることを願い、新たに前文が設けられた。前文では、教育基本法における教育の目的と目標、これからの学校に求められること、学校教育を通してより良い社会を創るという「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと、幼稚園教育要領を踏まえた創意工夫に基づく教育の充実を図ることなどが示されている。

また、総則第１「幼稚園教育の基本」に、幼児期の教育の見方・考え方が示された。幼児期の教育は、幼児が主体的に環境に関わりながら、気付いたり、試行錯誤したり、考えたりすることを基本として行われる。そのために教師には、教材を工夫し、幼児の情緒の安定を図り、主体的な遊びを通した指導や幼児の特性に応じた指導等の実践が求められた。

（４）計画的な教育

先述の改訂の基本方針③の通り、新教育要領では、現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しが求められた。見直しのポイントとして、預かり保育や子育て支援の充実化、障害のある幼児や帰国子女などへの指導の工夫があげられた（総則第５）。

上記の課題への対応も含め、新教育要領では、より計画的な教育が求められている。例えば総則第３では、教育目標の明確化と「カリキュラム・マネジメント」の充実化、そして保健と安全の計画作成に務めることが示された。また、総則第４では、「指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」として、幼児の発達に即した「主体的・対話的で深い学び」の実現に務めることや、幼児理解に基づく評価の実施が示された。さらに総則第６に「幼稚園運営上の留意事項」として、園長の方針の下で教職員が役割分担や連携をし、教育課程を改善し、他の園や小学校との連携を図ることが示された。

３　領域「健康」ー“基本的生活習慣”と“生活リズム”の確立

（１）改訂のポイント

今回の改訂にあたり、領域「健康」については、基本的なねらいや内容に大きな変更はない。しかしながら、①「幼児教育」を共通に捉える、②幼児期に育てたい資質・能力の３つの柱、③幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」が示されたことを踏まえ、次のような言葉が加筆されている。

領域「健康」のねらいにおいては、「（３）健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。（アンダーラインは、筆者。以下、同様）」とある。「見通しをもって」行動するとは、

例えば食事前の手洗いなど、その必要性を理解し、やり方も分かった上でできる、ということである。つまり、幼児が自発的に行動することができるようになることが大事なのである。また、「内容」においては、「（５）先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。」とある。食育では、人と楽しんで食べることも大事であるが、様々な食べ物を食べることも必要である。そのためには、料理や食材に関心を持つ、栽培活動やお買い物など、身近な環境から興味や関心を持たせることが必要となる。さらに、「内容の取扱い」においては、「（２）様々な遊びの中で、……その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。」とある。これは、動きの基本動作の１つである「走る」でみた時、ゆっくり走る、速く走る、走りながら方向転換できるなど、１つの動作でも多様な体の使い方ができるようになることが重要となる。また、「（４）健康な心と体を育てるためには……食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。」とある。これは、食べる喜びや楽しさを感じつつ、生きる上での食の大切さに気付くことである。そして、「（６）安全に関する指導にあたっては、……遊びを通して安全についての構えを身に付け、……安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を……避難訓練などを通して……緊急時に適切な行動がとれるようにすること。」とある。これは、遊びながら色々なルールや約束事を守らないと、事故やケガにつながるという意識を持たせること。危ないことはしない、危ない場所に近づかないなど、幼児なりに理解し行動できるようにしなければならない。また、避難訓練に関しては、日頃から幼児たちは教師とともに繰り返し訓練を行うことで、緊急時に素早く行動できるようにしておくことが重要となる。

このように、教師は、幼児の日々の生活リズムの確立のために、常に変化する様々な状況に対して、多方面から幼児たちを支え、臨機応変かつ素早く対応できる心と体の瞬発力や持久力をつけておかねばならない。

（２）養成校における教育上の留意点

次に、「10の姿」を領域「健康」の視点から捉えてみる。健康で安全な生活を送るために必要な「基本的な生活習慣」や「生きる力」を育むためのより具体的な幼児の育ちの姿が示されている。「10の姿」の最初に示されている「健康な心と体」を育むためには、幼児自身がやりたいことに向かって心身を十分に働かせることが大切になる。そのためには、幼児が見通しを持って生活の場を整えながら、多様な動きを経験することで、自ら健康で安全な生活を作り出すことができるということが求められる。また、健康の領域は、毎日の多様な遊びによって「健康な心と体」だけを育むものではなく、遊びを通して総合的に学んでいくものである。友達や先生と一緒に遊びながら、自立心や競争心、思考力や判断力、規範意識などが芽生えてくる。その際に、言葉でのコミュニケーションや人間関係、環境、表現など、他の領域とも深く関わっているのである。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、環境を通して行うものであることから、教師はこれらのことを鑑み、幼児の育ちを支えていく実践力が必要となる。どのような実践力の基礎を身につけなければならないのかを考えた時、筆者の１人が担当する領域「健康」の授業では、次のような視点を踏まえた上で、事例を挙げてのグループワークを展開している。

①幼児を温かく受けとめる
②幼児の動きに共感する（幼児が自ら作り出した快い動きを大切にする）
③幼児のための運動あそびである
④運動的活動は、総合的活動である
⑤教師がモデル

将来、家庭との連携を図りながら幼児の育ちを支える教師として、幼児のものの見方、考え方、行動、興味関心事、言葉がけ、寄り添い方など、様々な事例から具体的にどのように実践できるのかを学生同士で意見交換することは非常に大事である。養成校で学ぶ学生自身が色々な授業や現場実習経験を通して、教師として様々な状況に対応できる「瞬発力」と「心と体の体力・持久力」を身につける必要がある。

養成校として、現場で求められる教師の資質・能力を十分に把握すること。そして、即戦力となるような人材育成をすべく、改めて現場と養成校との連携が密な関係にしていけるような環境を整えることが必要かつ重要である。

４　領域「人間関係」－“協同性”と“非認知能力”を培う体験

（１）改訂のポイント

領域「人間関係」に関する改訂のポイントは、次の２点である。

１点目は、「ねらい」の中に、「工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、」の記述が新たに明記された点である。ここで言う「工夫」するとは、幼児が自分なりに考えやってみることに始まり、簡単にはできなくても繰り返し試してみる中でやり遂げ、「できた」とか「わかった」という喜びや達成感を得る体験を指している。また、「協力」するとは、友達と考えを出し合うなどして共にそれを実現していく姿である。工夫したり協力したりする姿は「思考力・判断力・表現力等の基礎」に関わる体験であり、幼児期においてはそれらの体験を通して「知識及び技能の基礎」を育んでいくことを目指している。そして、友達と一緒に活動する楽しさが失敗しても諦めずに粘り強く取り組もうとする意欲を引き出し、これらの体験を支えるのである。

２点目は、「内容の取扱い」の中に、「諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって」という記述が新たに加わった点である。幼児教育部会における審議取りまとめには、「近年、国際的にも忍耐力や自己発揮、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知能力といったものを幼児期に身に付けることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせるという研究成果」（中央教育審議会教育課程部会幼児教育部会,2016:p.1）があると記されている。この考え方を受けて、幼児期において意識的に非認知能力を育む重要性が見直され、今回の改訂に反映されたといえる。失敗しても諦めずに粘り強く取り組むことや前向きな見通しをもつことは、正に非認知能力であり、「学びに向かう力」の基礎となるものと考えられる。

また、今回の改訂により新たに打ち出された「10の姿」の10項目のうち、領域「人間関係」に深く関連すると思われるものが4項目ある。「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」である。小学校以降の教育との接続の視点からも、領域「人間関係」において育まれるこれらの力が、幅広くその後の教育の基礎となっていくことが読み取れる。

（２）養成校における教育上の留意点

改訂の趣旨を踏まえ、教育上特に重視したい点を以下にまとめる。

①主体的な学びの重要性

幼児は自分で関心をもったことであればこそ、何度も繰り返し挑戦し、失敗しても諦めずに取り組む。工夫することや協力すること、諦めずにやり遂げることの達成感などは、幼児の主体的で意欲的な取組の中で実現されやすいことを再確認する必要がある。そのため、幼児の心の動きに注目し、活動への意欲を高めるような援助が一層求められるだろう。

②長期的な視野をもつ

「協同性」や「道徳性」などはそれ自体を直接的に教えるものではなく、幼児が体験を重ねる中で次第

に育っていく姿であることを理解する必要がある。養成校で学ぶ学生は、幼児の成長を長期的に見つめる機会が少なく、一つ一つの活動に意識が向きがちである。特に、「10の姿」を理解する上では、幼児が日々の経験を積み重ねながら成長していくことや成長を見守り支える援助の重要性について、実感をもって分かることが重要である。

③小学校教育への接続の視点をもつ

幼児期における学びは、教科の学習内容とは直接結びつきにくいものの、小学校以降の生活や学習の基盤となっていく。特に、領域「人間関係」においてはそれが如実に現れる。そこで、総合的な活動を通して培われる幼児の育ちを分析的に見つめ、また非認知能力についても意識化し、幼児期における体験の“何が”“どのように”基盤になっていくのかを具体的に学ぶことが重要と考える。そのためには、活動や行動を表面的に見つめるだけでなく、目には見えにくい幼児の経験や教師の援助を意識して捉えることが必要である。

５　領域「環境」－“異なる文化に触れる活動”と“国際理解の意識の芽生え”

（１）改訂のポイント

ここでは、身近な環境との関わりに関する領域「環境」について、その「内容」に新設された「（６）日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ」に着目し、養成校において学生が身につけなければならない実践的指導力の基礎を育成するための教育上の視点を提示する。

今回の改訂では、領域「環境」の内容の取扱いにおいて「（４）文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や、国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」が新たに加えられている。教育基本法第２条（教育の目標）では、「五.伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」が示されており、従来、これを受けて幼稚園教育要領では、「幼稚園内外の行事において国旗に親しむ」ことを園に求めてきた。つまり、将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくため、わが国の国旗と国歌の意義を幼児に理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を培うことが求められてきたのである。そして、今回、“異なる文化に触れる活動”と“国際理解の意識の芽生え”が付け加えられたことにより、教師は、幼児が自文化のみならず、異なる文化にも親しみを持てるような環境を構成し、さらに国際理解にもつながるような教育や活動を展開していくことを期待されている。ちなみに小学校では、1998（平成10）年改訂の学習指導要領において新設された「総合的な学習の時間」のなかで、すでに具体的な内容として国際理解が例示されており、そこでは文化相対主義や多文化共生の視点に立った教育や活動が展開されている。なお、総務省（2006）は、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義しており、今後、日本が目指すべき社会のあり方の１つとして位置付けている。

（２）養成校における教育上の課題 － 多文化共生の視点に立った教育・活動の展開

近年、外国人の増加に伴い、外国籍の子どもや、両親のどちらか一方が日本語を母語としない家庭の子ども（＝外国につながりのある子ども）が、幼稚園、保育所、認定こども園などに在籍するケースが増えている（日浦,2016)。そこでは、言葉、生活習慣、宗教などの文化の違いから、教師・保育士らが戸惑う場面も見られようになった。今日、わが国の学校では、定住する外国籍の幼児に自国の文化を保持してもらいつつ、日本の社会で自立してもらおうという多文化共生に向けた教育が展開されている。幼稚園の領

域「環境」は、身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れていこうとする力を養うことをねらいとしている。したがって、外国につながりのある幼児の母語・母文化を園の活動のなかで取りあげることにより、日本の幼児たちが異なる文化に触れる機会を通じて国際理解の意識の芽生えが培われることも期待できる。また、このような直接的・具体的な体験は、文化の違いを越えて、幼児たちの「深い学び」へとつながると考えられる。一方、母文化を紹介されることは、外国につながりのある幼児にとって、自らの保持する文化を誇らしく思い、自己肯定感を高めることにつながることが期待される。ただし、その取りあげ方については、慎重さが求められる。例えば、外国籍の幼児の位置づけについては、保育者の対応、日本語力、園児の適応戦略、同じグループの他の園児の対応によって異なるとされている（佐藤,2005）。場合によっては、幼児たちが感じる「違い」が、偏見や差別につながることもあり、公正さと平等感を育成するためのアンチバイアス教育（例えば、山田,2015）が求められる。

同様な観点は、第２章・総則第５の「特別な配慮を必要とする幼児への指導」においても見られる。そこでは、教育の国際化に対応し、「２ 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応」という項目が新設され、「海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」とされ、外国につながりのある幼児への一定の配慮が謳われるようになった。幼児は、お互いの関わりを通して学びあっており、差異や多様性を感じながら園での生活を送っている。したがって養成校では、学生に多文化共生の視点に立った教育や活動を展開できるような実践的指導力の基礎を身につけさせる必要があるといえる。

６　領域「言葉」－“言葉に対する感覚”と“言葉による伝え合い”

（１）改訂のポイント

領域「言葉」における改訂ポイントは、次の２点である。

１点目は、「ねらい」の中に言葉に対する感覚を豊かにすることが改めて明記された点である。幼児教育部会における審議の取りまとめでは、「幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力に大きな影響を与えるという調査結果などから、幼児教育の重要性への認識が高まっている」（中央教育審議会教育課程部会幼児教育部会,2016:p.１）と述べている。幼児期は語彙が増え、獲得した言葉を進んで使ってみるなど、言葉の面からも「知識及び技能の基礎」が育つときであるが、単に言葉や文字を教えればよいわけではない。幼児は、親しい人と気持ちを通わせる中で、言葉で伝えようとしたり話を聞こうとしたりする意欲が高まる。また、言葉でのやりとりを通して言葉の使い方や意味を理解していくのであり、そのため日常生活の中で言葉を豊かに育むことが重要である。

２点目は、「内容の取扱い」に、「幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語などに親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。」が新たに加えられた点である。幼児は、「内容」に示された「生活の中で言葉の楽しさや美しさに気付く」、「いろいろな体験を通じてイメージを豊かにする」、「絵本や物語などに親しみ、想像をする楽しさを味わう」などの体験を重ね、言葉による表現を楽しむようになり、やがて「日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう」ようになる。また友達からの刺激を受けながら、日常生活の中で文字や標識などの記号の役割に気付いたり、進んで使ってみたりする姿が見られるようになる。

（２）養成校における教育上の留意点

改訂の趣旨を踏まえ、「言葉に対する感覚」と「言葉による伝え合い」に関連して教育上特に重視したい点を以下にまとめる。

①言葉が育つ過程を学ぶ

幼児期において、言葉は人との関わりの中で育まれる。幼児が言葉を覚え、生活の中で使えるようになるには、伝えたい思いがあることや伝えたい相手がいること、また相手の話を聞こうとする心のつながりなどが大きく影響している。言葉の獲得は、人とのつながりの中で実現するのである。また、言葉を獲得することは表現や思考の手段を得ることでもある。言葉を使って友達にわかるように伝えようとする中で、自分の思いを確認したり整理したりする経験をする。このような言葉に関する発達の過程を学び、言葉は心の安定や人間関係の育ちと深く関連しながら育つことを十分に理解することが重要である。

②小学校教育への接続の視点をもつ

「10の姿」に、「言葉による伝え合い」が示された。ここに描かれた姿は、幼児期の最終段階である。それは領域「言葉」と領域「人間関係」のねらいや内容を十分に経験する中で次第に育まれていくものである。その成果として、幼児期の終わり頃には、「経験したことや考えたことなどを伝えたり、相手の話を聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむ」ようになる。そして幼児期の終わり頃には、小学校生活を見通して、1つのテーマで話し合ったり学級で共通の目的に向かって活動したりするなど、言葉で伝え合う体験を意図的に園生活に取り入れていく。一連の体験と幼児の育ちの確認が重要な意味をもつのであり、活動だけが取り上げられることがないように留意したい。

③学生自身の言語感覚を磨く

教師の言葉は幼児のモデルになる。その意味で、教師自身の語彙力や言葉による表現力の豊かさが望まれている。養成校においては、学生自身の自覚を高め、日常的に言葉遣いや言葉のニュアンスなどに意識を向け、語彙を豊かにするとともに言葉に対する感覚を磨くことが必要である。

7　領域「表現」＜1＞ー“歌唱表現”と“器楽表現”の均衡

（1）改訂のポイント

この度の幼稚園教育要領改訂では、新たに前文が加えられ、その中で具体的に「これからの幼稚園には、学校教育の始まりとして、こうした教育の目的及び目標の達成を目指し…」として目標が5項目示されている。特に、領域「表現」においては、2の「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う…」ことが大きくかかわりを持つ。すなわち前文の最終文章にあるように「…幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な指導を…」していくことが教師には求められているのである。

なお、改訂において、第2章ねらい及び内容の「表現」に関しては、これまでの幼稚園教育要領とほぼ変更はなく、3内容の取り扱い（1）において、「風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること」が付け加えられた程度である。（3）においても「様々な素材や表現の仕方に親しんだり…」することが加えられ、前回の改訂で加えられた「表現する過程を大切にする」という点は継続して、示されている。

さらに今回加えられた「10の姿」のうち、領域「表現」に深く関連する項目は（10）「豊かな感性と表現」である。さらに、（6）「思考力の芽生え」の中にも関係する部分がある。「…表現する喜びを味わい、意欲を持つようになる。」「新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。」という幼稚園修了時の姿を導き出すために養成校では、表現したくなるような環境を整え、指導する実践方法を学ぶことが求められる。

（２）養成校で学ぶ「歌唱表現」及び「器楽表現」の捉え方

音楽表現領域は、新教育要領の前文２にあるとおり、「創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」ために有効な領域である。すなわち幼児たちは、音を聴き、感じたことを声や身体や楽器などの音で自発的に表現する。そして表現したことを身近な大人に認めてもらうことにより、幼児たちは自信を持ち、自己肯定感を育て、さらに創造的に次の表現を生み出すことができるようになる。こうした幼児たちの表現は多様で渾然としているため教師には「…幼児の自発的な活動としての遊びを通しての総合的な」指導力を身につけることが必要になる。

同時に幼児の音楽表現に関する育ちの見通しを持ち年間の指導計画を立案する力の養成が、養成校には求められる。それは新教育要領の総則の第３「教育課程の役割と編成等」のなかに、「６　全体的な計画の作成」が新設されているなど計画の重要性が述べられていることからもわかる。

指導計画作成における音楽表現については、一般に、歌唱表現は年間を通して行うものの、器楽表現は、発表会のときだけに限って行うなど、この2つのバランスが取れていないという問題が多くの教育現場にある（今川,2009)。その問題を解決するために音楽表現を体系化し、「歌唱表現」と「器楽表現」を図１に示す通り、２つの系統として可視化する。よって、この２系統のバランスをとる必要性が視覚的に理解でき、保育計画作成に寄与することが期待できる。

さらに体系図において「器楽表現」は「拍子のある音楽」と「無拍子の音楽」の２系統に分け、その両方を計画に組み込むことで、幼児の自発性や創造性の育つ表現活動が計画できる。一例として上記、表現の「内容の取り扱い」に記載されている（１）「風の音や雨の音…等に気づく」ことが雨や風をイメージした音をすずなどの楽器で表現して楽しんだりすることにつながる。器楽表現は、拍子に合わせて合奏し、発表会で演奏するためのものだけではなく、自然の音をイメージして楽器を鳴らして楽しむような無拍子の活動も同じように存在するのである。養成校において、このように音楽表現全体を俯瞰する力を育てることは、学生が教師として自信を持って幼児と関わっていくために重要な要素となる。

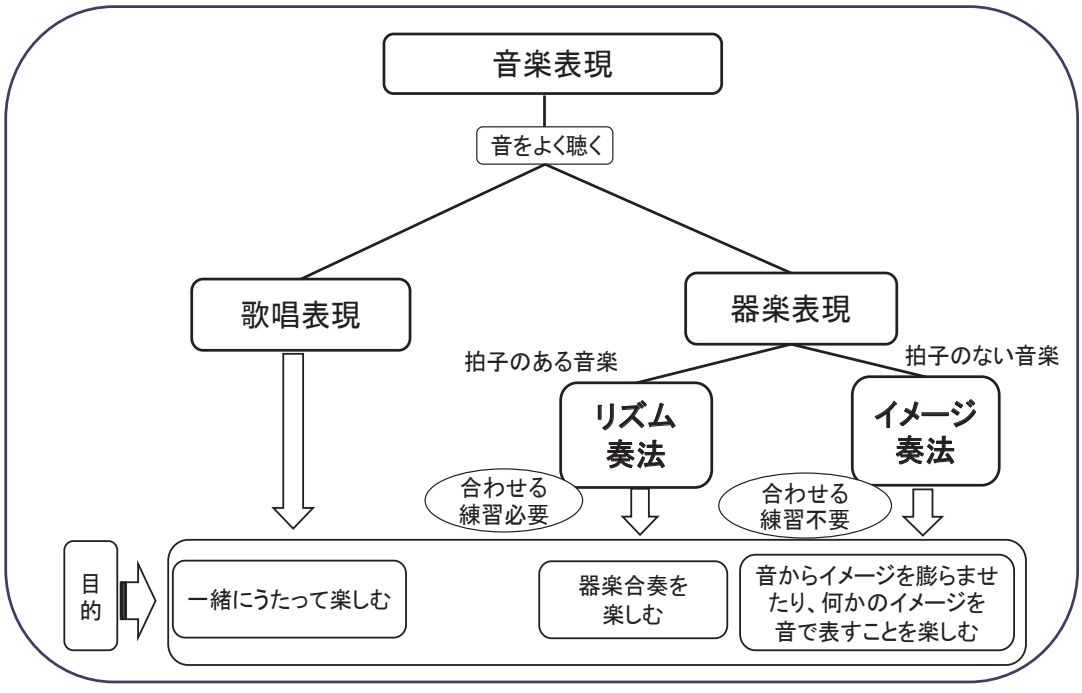


図１．音楽表現体系図（筆者作成）

８　領域「表現」＜２＞－“感性”と“表現”に関する領域「表現」の捉え方

（１）改訂のポイント

幼児の表現活動は、素朴に大胆に、統合的に活用されていくことが望ましく、性急に結果を求めるのではなく、内的イメージを豊かに育み、自己表現することへの勇気と自信を育てようとするプロセスを重んじる方向へと向かわねばならない。したがって、1989（平成元）年の幼稚園教育要領の改訂に伴い誕生した領域「表現」は、それ以来幼児の素朴な表現を受容し、表現しようとする意欲を受け止め、生活の中で幼児らしい様々な表現を楽しむことができるようにすることを命題としてきている。このことは今回の改訂においても、「遊び通した総合的な指導の中で一体的に育むよう努めることが重要」（文部科学省,2017:p48）であると再確認されている。

（２）豊かな内面の形成をめざした領域「表現」

1989（平成元）年の新幼稚園教育要領の告示に際して、岡田（1988）は、それまでの健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画制作の６領域が、歳月を経るにつれて、小・中学校の教科のような性格をもちはじめ、幼児の生活や遊びに見られる総合的な視点がぼやけ、それぞれが独立分化した傾向にあることに警鐘を鳴らした。「明治、大正以来、日本の芸術教育はとかく技術主義であり、音楽、美術といった芸術ジャンルの概念が強く影響し、肝心の幼児の生活や発達という視点は二の次にされ、歌うことや描くことが、自発的な楽しい遊びよりは、上手に歌え、上手に描ける結果の方が重視されることになっていました。」（岡田,1988:p12）との指摘は、我が国の表現教育の在り方が、直接おもてにあらわすための技術の強化に傾倒し、豊かな内面の形成に対する問題意識が二の次にされていたことを意味する。今回の改訂からも、豊かな感性と表現の育みは、音楽、造形、身体表現等の独立分化的取り組みのみで達成されるのではなく、多種多様な経験の積み重ねと関係性の深まり（総合）、そしてそこに生じるときめきとひらめき（感動）によって涵養されていくことの重要性が読み取れる。

（３）子どもの表現を涵養する保育者の役割

2008（平成20）年の改訂の際、平田（2009）は、保育者の「表現」の指導の在り方について、「日常の生活からかけ離れたテーマや活動を提案して結果重視の作品づくりや共同の活動に導かないこと」（p.73）を前提として、日常における幼児の好奇心の発揮を見逃さない、感じ方や考え方は多様であり画一化しない、表現に１つの回答を求めない、外化するための技術の選択は基本的に個々人の意思に委ねられ、結果は個人の創造性と実行力の賜物として導き出される、と主唱している。また、岡田（1988）は、幼児自らが楽しさと面白さを行きつ戻りつしながら内面を肥やしていくために、保育者は優れたガイド役をこなし、子どもの抱くイメージを深化させ、アイデアを引き出し、表現技術の幅を広げさせるために尽力しなければならないと説いている。今回の改訂でも、教師の役割は、幼児の活動の理解者、幼児との共同作業者・共鳴者、憧れを形成する対象者、遊びの援助者であると強調されているが、それらの理解と実現にむけては課題も少なくない。

（４）情緒と知の統合を目指して

今日における養成校の表現系科目の学びは、もはや音楽、美術、文芸、演劇、舞踊といった芸術文化の伝承に収まらない。感性（物事を感じとる能力）を形成する感覚、想像、感情に対する学びと、幼児の自己表現力の育成、内面活動を活性化するための方略とその手続きを統合的に学ぶことで達成されるとも捉えることができる。筆者の１人が担当する「保育内容の研究（表現Ⅱ）」では、遊びをルーツとするチャイルド・ドラマの２つの要素であるパーソナル・プレイ（幼児の心も身体も全てを用いて、他者に成り変わる全人的、体験的遊び方－ムーブメント、ドラマ、シアター等）と、プロジェクテッド・プレイ（手に

した玩具などに、自分のイメージを投影し、そのものに生命を与える遊び方－タングラム、アニメイム、パペット・プレイ等）より授業内容を構成しているが、これは、主体的な内面を活性化するための方略であり、情緒と知の統合を目指すことでもある。

まとめ

本稿では、幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、改善の基本方針について把握するとともに、５つの領域ごとに、改訂のポイントとそれを養成校の教育においてどのように反映させていくのかについて考察した。５領域に関しては、これまでの幼稚園教育要領に示されていたねらい及び内容とは大きな違いは見られないものの、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（「10の姿」）が示されたこと、また、小学校教育との円滑な接続に向けて、すでに指摘したような「環境との関わりを通した指導」と「計画的な教育」が、より求められるようになったといえる。その一方、養成校の立場から考えると、今回の改訂では、学生の実践的指導力の基礎を育成していく際の方向性ならびに参照すべき内容が具体的に示されたといえる。したがって、養成校は、５領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して幼児の資質・能力を総合的に育むことのできる教員の養成へ向け、カリキュラムや教育内容・方法の見直しを図っていかなければならないといえる。

文献

中央教育審議会教育課程部会幼児教育部会,2016,『幼児教育部会における審議の取りまとめ』（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/057/sonota/__icsFiles/afieldfile/2016/09/12/1377007_01_4.pdf：2017年12月1日最終確認）.

平田智久,2009,「Ⅱ幼稚園教育要領の改訂ポイント ６領域・表現」無藤隆・柴崎正行・編『新幼稚園教育要領・新保育所保育指針のすべて』ミネルヴァ書房,pp.71-78.

日浦直美,2016,「多文化共生と保育」日本保育学会編『保育学講座 5』東京大学出版会,pp.217-235.

今川恭子,2009,「10年間の動向―乳幼児と音楽教育」日本音楽教育研究会編『日本音楽教育学会創立40周年記念論文集 音楽教育学の未来』音楽之友社,pp.122-131.

文部科学省,2017,『幼稚園教育要領中央説明会資料（幼稚園関係資料)』.

無藤隆・監修,2017,『幼稚園教育要領ハンドブック 2017年告示版』学研.

無藤隆・汐見稔幸・砂上史子,2017,『3法令ガイドブック 平成29年告示対応』フレーベル館.

内閣府・文部科学省・厚生労働省,2017,『幼保連携型認定こども園教育・保育要領 幼稚園教育要領 保育所保育指針中央説明会資料（幼稚園関係資料)』.

岡田陽・編，1988,『子どもの表現と劇遊び』フレーベル館.

佐藤千瀬,2005,「「外国人」の生成と位置付けのプロセス－Ａ幼稚園での参与観察を事例として」『異文化間教育』21号,pp.73-88.

総務省,2006,『多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～』(http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf：2017年12月1日最終確認).

山田千明,2015,「現場と共に動いていく異文化間教育について考える－就学前教育と初等教育の接続の立場から－」『異文化間教育』41号,pp.32-46.